

一般競争入札説明書

公立大学法人沖縄県立看護大学が発注する沖縄県立看護大学シーリング工事(防水処理)及び劣化箇所補修工事設計業務委託に係る一般競争入札公告に基づく一般競争入札（以下「入札」という。）については、関係法令に定めるほか、この入札説明書による。入札に参加する者（以下「入札参加者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項は、下記のとおりである。

1 公告日 令和8年9月2日（水）

2 一般競争入札に付する事項

- (1) 件名 沖縄県立看護大学シーリング工事(防水処理)及び劣化箇所補修工事設計業務委託
- (2) 契約の内容 別添図面等のとおり
- (3) 履行期間 契約締結日の翌日から 120 日間
- (4) 納入場所 公立大学法人沖縄県立看護大学（沖縄県那覇市与儀 1 丁目 24 番 1 号）

3 競争入札に参加する者に必要な資格等

- (1) 本件に係る入札に参加できる者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。ただし、公立大学法人沖縄県立看護大学契約事務取扱規程第 3 条の規定に該当する者は、入札に参加できない。

ア 令和 7・8 年度沖縄県の入札参加資格者名簿（コンサルタント等）に登録があること。

イ 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、入札参加資格の再認定を受けていること。

ウ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規則に該当しない者及び同条第 2 項各号のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後 2 年間の範囲内で知事が定める入札参加停止期間を経過した者。

エ 一般競争入札参加資格確認申請書等の提出期限日から落札決定日までの期間に、沖縄県の指名停止措置を受けていないこと。

オ 入札に参加しようとする者の間に、以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。なお、以下の関係がある場合に、辞退する者を決めるために当事者間で連絡を取ることは、沖縄県土木建築部競争入札心得第 3 条第 2 項の規定に抵触するものではない。

(7) 資本関係

次のいずれかに該当する二者の場合

a 子会社等(会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 3 号の 2 に規定する子会社等をいう。以下同じ。）と親会社等（同法同条第 4 号の 2 に規定する親会社等をいう。以下同じ。）の関係にある場合

b 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

(4) 人的関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、a については、会社等（会社法施行規則（平成

18 年法務省令第 12 号) 第 2 条第 3 項第 2 号に規定する会社等をいう。以下同じ。) の一方が民事再生法 (平成 11 年法律第 225 号) 第 2 条第 4 号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社 (会社更生法 (平成 14 年法律第 154 号) 第 2 条第 7 項に規定する更正会社をいう。) である場合を除く。

a 一方の会社等の役員 (会社法施行規則第 2 条第 3 項第 3 号に規定する役員のうち次に掲げる者をいう。以下同じ。) が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

1) 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。

(i) 会社法第 2 条第 11 号の 2 に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役

(ii) 会社法第 2 条第 12 号に規定する指名委員会等設置会社における取締役

(iii) 会社法第 2 条第 15 号に規定する社外取締役

(iv) 会社法第 348 条第 1 項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役

2) 会社法第 402 条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

3) 会社法第 575 条第 1 項に規定する持分会社 (合名会社、合資会社又は合同会社をいう。) の社員 (同法第 590 条第 1 項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。)

4) 組合の理事

5) その他業務を執行する者であって、1) から 4) までに掲げる者に準ずる者

b 一方の会社等の役員が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

c 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

(f) その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合

組合 (共同企業体を含む。) とその構成員が同一の入札に参加している場合その他上記ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

カ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、沖縄県土木建築部発注工事等からの排除要請があり、当該状況が継続している者でないこと

キ 平成 28 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの期間内に係る実績として、本学と同等規模の調査設計業務を、国、地方公共団体又は独立行政法人等から元請けとして施行し、完成・引渡しを完了した実績を有すること。

ク 下記の要件を満たす管理技術者及び主任担当技術者を配置できること。また、各技術者はそれぞれ 1 名とする。管理技術者等の資格要件は建築設計業務委託特記仕様書標準書式を確認すること。

・管理技術者

(f) 入札日前に 3 か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係があること。

(i) 平成 28 年 4 月 1 日以降に完了した 1 件以上の、キに示す業務実績を有していること。

(ii) 手持ち業務の契約金額が 2.5 億円未満かつ 5 件以下であること。

(「手持ち業務」とは沖縄県土木建築部発注業務のうち、「本業務と同一の業種区分」で、申請書等提出期限日の 7 日前までに落札決定があったものを対象とする (契約金額 100 万円未満の業務を除く)。以下同じ。)

・主任担当技術者

(7) 主任担当技術者は沖縄県土木建築部における令和7・8年度測量及び建設コンサルタント等入札参加資格者参加名簿に登録されている事務所に所属している者であること。

(4) 手持ち業務の契約金額が1億円未満かつ件数が2件以下であること。

ケ 本社住所が沖縄県内に示す地域に所在していること。

※参考

公立大学法人沖縄県立看護大学契約事務取扱規程

第3条 特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者を参加させることができない。

2次の各号の一に該当すると認められる者をその事実があった後2年間一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

(1) 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関しての不正の行為をした者

(2) 競争入札において、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

(3) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者

(4) 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者

(5) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

(6) 前各号の一に該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

(2) 入札者に求められる事項

上記要件を満たすことを証明する書類を審査に必要な書類として、下記4(1)に掲げる場所に下記4(2)の申込期間内に下記4(3)に掲げた書類を提出すること。地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項に規定する者に該当する者及び同条第2項各号のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後2年間の範囲内で知事が定める入札参加停止期間を経過していない者は、本件に係る入札に参加することができない。

4 入札参加申込及び期間

本件に係る入札に参加予定の者は、一般競争入札参加資格確認申請書等を申込期間内に次の場所に持参し提出すること。FAXによるものは受け付けない。

入札参加資格の有無については、申込書確認の上、申請人に通知する。

(1) 申込場所

〒902-8513 沖縄県那覇市与儀一丁目24番1号

公立大学法人沖縄県立看護大学 総務課

電話番号 098-833-8800（担当：儀間）

(2) 申込期間

令和 8 年 9 月 2 日（水）から令和 8 年 9 月 11 日（金）

午前 8 時 30 分から午後 4 時まで（土曜日、日曜及び祝祭日を除く）

(3) 提出書類 別紙 事前審査型一般競争入札提出様式等一覧

ア 様式第 4 号 一般競争入札参加資格確認申請書

イ 資格要件アに係る登録が分かる通知等の写し

ウ 様式第 5 号-① 業務実績

エ 任意様式 配置予定技術者の資格者証・両面（写）

有効な健康保険被保険者証（写）又は雇用保険被保険者資格取得等確認通知（写）

オ 入札保証金に関する書類

入札保証金に関する書類として、次に掲げる書類を提出すること。

(ア) 保険会社との間に本学を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合 その証書

(イ) 過去 2 年間に国、地方公共団体その他公共的団体（独立行政法人通則法第 2 条第 1 項に規定する独立行政 法人、国立大学法人法第 2 条第 1 項に規定する国立大学法人、地方独立行政法人法第 2 条第 1 項に規定する地方独立行政法人、沖縄振興開発金融公庫、公益法人及び特別の法律により設立された法人を含む。以下同じ。）と種類および規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証明する書面を提出する場合 様式 5 号-② 業務実績(再掲)

(ウ) 現金で納付する場合 様式第 7 号 入札保証金納付書発行依頼書及び様式第 6 号 債務者録票

5 入札及び契約の手続きにおいて使用する言語並びに通貨

日本語及び日本国通貨

6 入札保証金

本件に係る入札に参加しようとする者は、公立大学法人沖縄県立看護大学契約事務取扱規程第 5 条の規定により、見積入札金額の 100 分の 5 以上の入札保証金を納付すること。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、入札保証金の全部又は一部の納付が免除される場合がある。

(1) 保険会社との間に法人を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を提出する場合

(2) 過去 2 年間に国、地方公共団体その他公共的団体（独立行政法人通則法第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人、国立大学法人法第 2 条第 1 項に規定する国立大学法人、地方独立行政法人法第 2 条第 1 項に規定する地方独立行政法人、沖縄振興開発金融公庫、公益法人及び特別の法律により設立された法人を含む。以下同じ。）と種類および規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証明する書面を提出する場合

7 入札の方法

(1) 入札書の記載

落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する金額を加算した額（その額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする）をもって落札価格とするもので、入札者は消費税にかかる課税事業者であるか免税事業者であるかにかかわらず、見積もった金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札・開札の日時及び場所

ア 日 時 令和8年9月18日（金）午前10時

イ 場 所 沖縄県立看護大学管理棟1階大会議室（那覇市与儀1-24-1）

(3) 提出方法

(2)アの場所へ持参すること。郵送、電送等による入札は認めない。

8 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札に参加することができない者が入札をしたとき
- (2) 入札に関する条件に違反したとき
- (3) 入札に際して連合その他の不正の行為があったとき
- (4) 同一人が、同一事項について2以上の入札をしたとき
- (5) 入札者又はその代理人が、他の入札者の代理人として入札をしたとき。
- (6) 必要な記載事項を確認できない入札をしたとき

9 落札者の決定の方法

- (1) 有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低価格の入札をした者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- (3) 開札をした場合において落札者がいない場合は、再度の入札を行う。この場合において、再度の入札は直ちにその場で行う。なお、再度の入札は、原則2回とする。
- (4) 再度入札を行っても落札者がいない場合は、後日再度入札を行う。

10 最低制限価格

本件入札案件には最低制限価格が設定されているため、その申込に係る価格が最低制限価格に満たない者は落札者となることができない。

11 契約保証金

契約保証金は契約金額の100分の10以上の金額とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付が免除される場合がある。

- (1) 契約の相手方が保険会社との間に法人を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
- (2) 契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他理事長の定める金融機関と工事履行保証契約を締結したとき。
- (3) 法人及び沖縄県における競争参加資格を有する者と契約を締結する場合において、その者が過去2年間に国、地方公共団体その他公共的団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわ

たつて締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

12 その他

- (1) 代理人が出席する場合は、委任状（第2号様式）を当日提出するものとする。
- (2) この一般競争入札に参加する者は、入札公告及びこの説明書並びに契約条項を熟読の上、入札しなければならない。この場合において、入札説明書等について疑義があるときには関係職員に質疑応答書をもって説明を求めることができる。ただし、入札後はこれらの不明を理由として異議を申し立てることはできない。

13 入札及び設計図面等に対する質問及び回答

- (1) 質問方法
「質問書」に記載のうえ、電子メールにて提出すること。
- (2) 提出先
公立大学法人沖縄県立看護大学総務課 syukan@okinawa-nurs.ac.jp
- (3) 質問期間
公告日から令和8年9月8日（火）まで
- (4) 回答方法
質問に対する回答は、令和8年9月10日（木）までに公立大学法人沖縄県立看護大学ホームページ内に掲載する。
- (5) 現地確認
入札にあたり現地確認を希望する場合は、17の問い合わせ先あて連絡すること。

14 入札参加資格の確認等

- (1) 入札の参加を希望する者は、一般競争入札参加資格確認申請書及び関係書類（以下「申請書等」という。）を直接提出し、一般競争入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。
- (2) 申請書の受付期間
この公告の日から令和8年9月11日（金）まで（土曜、日曜及び祝祭日を除く）
午前8時30分から午後4時までとする。
- (3) 提出された申請書等は返却しない。

15 資格の適用及び有効期間

この公告に基づく資格は、本件業務の入札に限り適用し、有効期間は資格を取得してから契約締結日までとする。

16 資格審査申請事項の変更

入札参加の資格を有する者は、当該資格の有効期限内に次に掲げる事項に変更があったときは、遅滞なく資格審査申請事項変更届出を提出しなければならない。

- (1) 称号又は名称

- (2) 住所又は所在地
- (3) 代表者の氏名
- (4) 使用印鑑
- (5) 資本金
- (6) 電話番号

17 問い合わせ先、各種書類提出先

〒902-0076 沖縄県那覇市与儀 1-24-1

公立大学法人沖縄県立看護大学総務課 担当：儀間

電話：098-833-8800 FAX：098-833-5133